

行政改革等 特別委員会

委員長 小田 貞利

本委員会は、行政のスリム化を図り、効率的な行政の運営を推進するための調査・研究を行った。

執行部への提言として取りまとめた内容（概要）は、次のとおりである。

「役場の機構等」について

定型的な職員研修のあり方を見直し、周防大島町独自の研修を行うことにより、職員の意識改革を図る。

大島以外の3総合支所については出張所への移行を図り、経験豊富な再任用職員等をあてることにより、経費削減と住民サービスを維持する。

極端に利用頻度が少ない出張所は、閉鎖する方向で、早

急に地元調整に入る。また、出張所の開所時間を半日開所とし、1人体制でも対応できるように、計画的に改善を進めていく。

諸証明の発行等、現行の業務が郵便局等の民間でも行えるよう、住民サービスの向上を目指す。

公用車を庁舎単位で一括管理し、台数を制限することにより経費削減に努める。

役場機構の連携をより合理的なものとするためには、本庁方式にすることが望ましい。

「温浴施設等」について

源泉数を少なくし、淡水に切り替えるなど、施設改良または廃止を含めた調整作業が急務となっている。あわせて、非効率である温泉プールは、他への利用転換を図る必要がある。

橘ウインドパークを始めとするその他の施設については、旧態依然とした運営方法を改

め、オートキャンプ場のように利用しやすい施設とするよう、見直しを図る。

「社会教育施設」について

図書館については、新刊情報や蔵書状況等、情報発信のより一層の向上を図る。また、図書への貸し出しにあたっては、総合支所や出張所においても貸し借りが可能となる体制づくりが必要であり、あわせて図書館機能の集約と充実に努める。

資料を収蔵している各施設については、利便性の向上や維持管理経費の削減を図ることが求められる。よって、併合と廃止、さらには移設を含めた検討を進める必要がある。

久賀地区には、公民館機能を有する施設が散在しているため、類似施設の集約を図る。

「遊休地」について

好条件に位置する町有地に

については、早急に位置情報を公表し、公募による売却処分を実施する。

住宅建設地として活用が可能な土地については、定住促進の対象地とするよう、有効的な利用促進を図る。

「未利用施設」について

倉庫として利用している建物を整理し、効率的な場所に集約のうえ、不要な建造物を処分する。

借地施設については、補填等の条件を付し、早急に土地所有者との交渉を開始する。

再利用が可能な教職員住宅は、一般への貸し出し等を積極的に進める。

以上のように提言するが、改革を進めることで住民サービスの低下を招いてはならず、執行部は責任を持って、迅速かつ適確なる判断のもとに、実現可能な方向性を見出すよう努められたい。